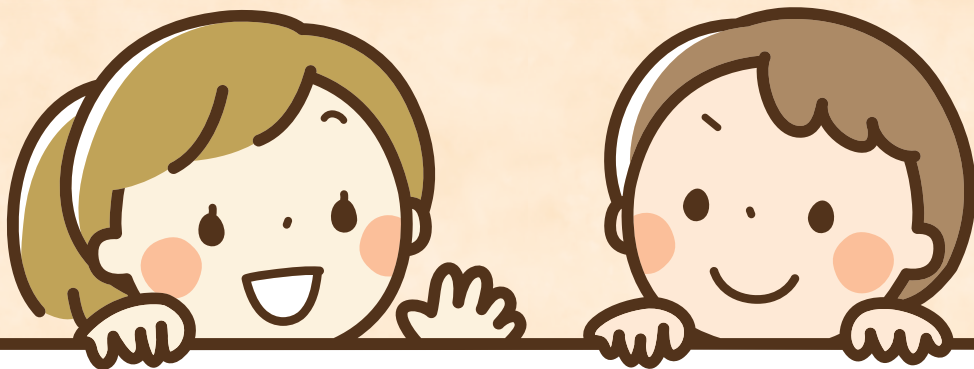
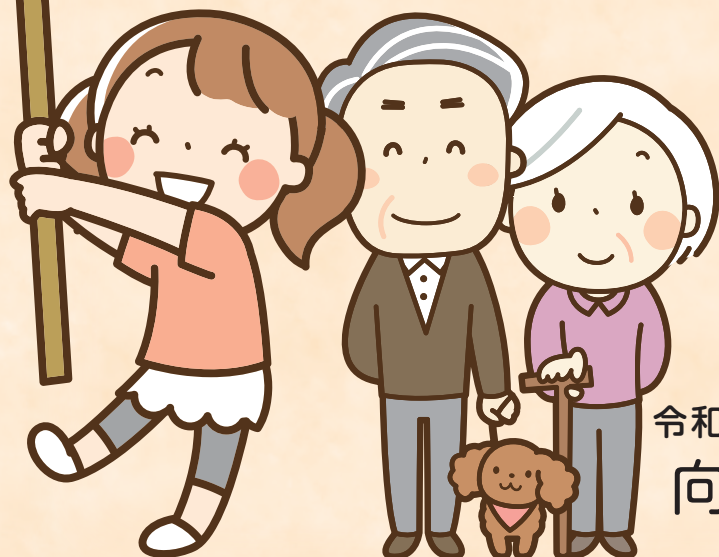




向日市

こども計画

こどもの意見を尊重し
みんなで支え喜び合えるまち



令和7年3月
向日市



1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

向日市では、平成27年3月に「向日市子ども・子育て支援事業計画」（「第1期計画」）、令和2年3月に「第2期計画」を策定し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりの推進を図ってまいりました。

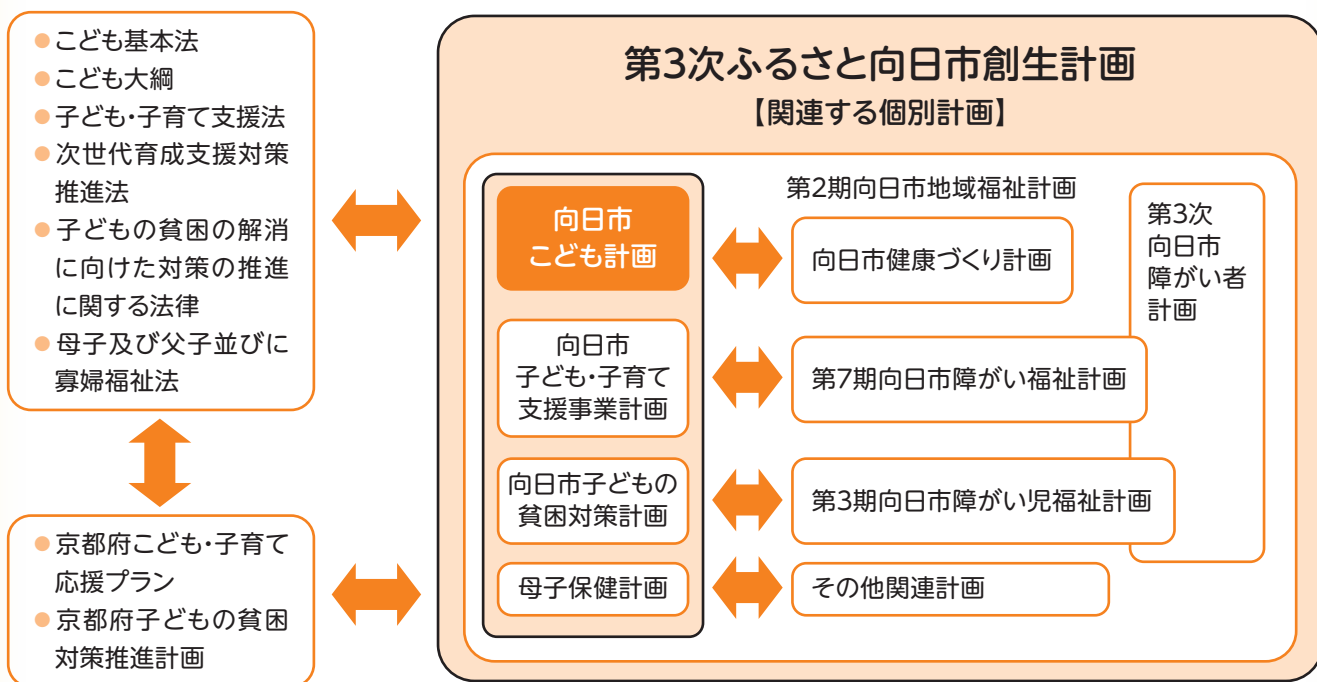
向日市子ども計画は、子ども大綱の理念に基づく新たな計画とし、子どもまんなか社会の実現に向け、更なる環境整備を図ることを目指します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条に規定する「市町村子ども計画」として、**本市における子ども・子育て支援に関する施策を総括するもの**であり、その他の法令に基づく子ども・子育てに関する次の計画と一体のものとして策定します。

また、本計画は、本市が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

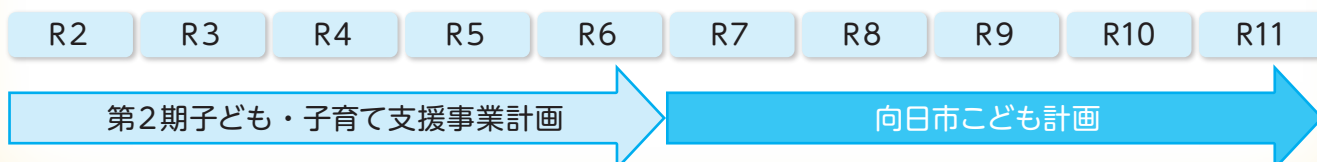
策定にあたっては、「第3次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図っていきます。



計画の実施期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



2 計画の基本的な考え方

基本理念

本計画は、第1期、第2期計画の理念を継承するとともに、こども基本法やこども大綱に基づき、全てのこどもについて、個人として尊重され、こどもが自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保される、こどもまんなか社会を目指します。

未来をひらく こどもの意見を尊重し
その育ちをみんなで支え喜び合えるまち

基本的な視点

こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、全てのこどもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、こどもの視点を取り入れ、健全育成のための取組を進めます。

また、こどもを権利の主体として捉えて、こどもが自由に意見を述べ、まちづくりの施策等に反映されるように取組を進めます。



家庭への支援 の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全てのこどもと家庭へ支援し、育ちの環境を切れ目なく作り上げ、次代を支える好循環をつくるという視点に立った取組を進めます。



地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦勞を分かち合い、ともにこどもを守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域住民を主体とした社会全体の子育て支援の体制づくりを進めます。

また、出生数が大きく減少に転じるなど、地域の変化を十分に考慮した施策を進めます。



計画の施策体系

基本
理念

未来をひらく こどもの意見を尊重し その育ちをみんなで支え喜び合えるまち

基本
目標

こどもを権利
主体とした
仕組みづくりの
ために

安心して
こどもを産み、
健やかな成長の
ために

全てのこども
が自分らしく
成長できる
ために

子育て家庭
を支援する
ために

子育てを地域
で支える
ために

施策
領域

- ① こどもの人権を守る体制づくり
- ② こども・若者の意見聴取

- ① 安心・安全に妊娠・出産や子育てができる施策の推進
- ② こどもの健康な心とからだづくりの推進
- ③ こどものウェルビーイングを高める教育・保育の推進

妊娠～出産～
幼児期～
架け橋期



- ① こどもの豊かな感性を育む教育の推進
- ② 児童の健全育成
- ③ いじめ・不登校対策、命の大切さの学習
- ④ 結婚・出産等を希望する人への支援

学童期～
思春期
～青年期

- ① 家庭の育児力の向上
- ② 子育て家庭の経済的負担の軽減
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 男女が共同し取り組む子育ての推進
- ⑤ 仕事と生活の調和に関する広報・啓発

子育て当事者

- ① 地域とともに全ての子育て家庭を支える環境づくり
- ② 児童虐待防止対策の推進
- ③ 障がいのあるこどもと家庭への支援
- ④ 支援や配慮を必要とするこどもと家庭への支援（ヤングケアラー、こどもの貧困、ひとり親家庭等）
- ⑤ 安心・安全な子育て環境の整備

全てのこども・若者

ライフステージ共通

3 こども・子育て支援施策の推進

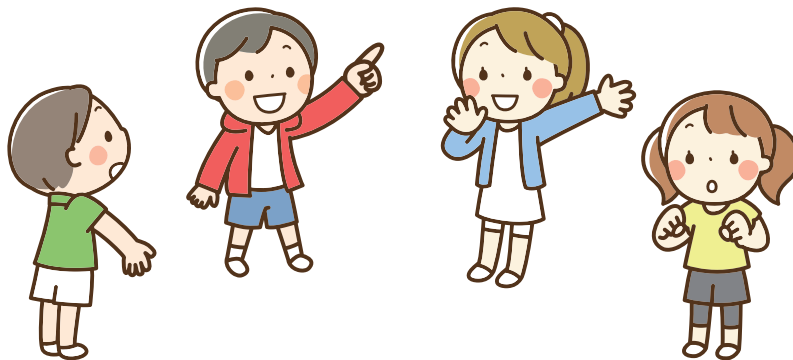
1 こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

基本施策 1 こどもの人権を守る体制づくり

- こどもは、保護の対象者であるとともに、一人の人間、個人としての人格や意思があり、自らの権利を行使できる権利の主体者であることの理解促進を図ります。

基本施策 2 こども・若者の意見聴取

- こどもが自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利である意見表明権に基づき、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて意見が尊重されるよう、意見聴取機会の創出に努め、意見を反映させる仕組みづくりを進めます。



2 安心してこどもを産み、健やかな成長のために

基本施策 1 安心・安全に妊娠・出産や子育てができる施策の推進

- 妊娠前から妊娠期、子育て期を通じて切れ目なく支援を行い、母子保健の取組を推進します。

基本施策 2 こどもの健康な心とからだづくりの推進

- こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、保護者がこどもの健康や育児についての理解を深められることを支えるとともに、関係機関、地域と連携し、発育・発達への支援を進めます。

基本施策 3 こどものウェルビーイングを高める教育・保育の推進

- 全てのこどもにとって、身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を向上させることができるよう、教員や保育士の資質向上や教育・保育内容の充実を図るとともに、就学前教育・保育から小学校教育へとスムーズな移行ができるよう、環境づくりに努めます。



3 全てのこどもが自分らしく成長できるように

基本施策 1 こどもの豊かな感性を育む教育の推進

- こどもが社会上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、自尊心を養い、たくましく、心豊かに成長していくことができるよう、人間性を育む教育を推進し、障がいや発達に課題のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

基本施策 2 児童の健全育成

- こどもと保護者が交流できる場や、こどもの放課後の安心・安全な居場所を確保するとともに、こどもの多様な体験活動及び社会参画の機会を充実します。

基本施策 3 いじめ・不登校対策、命の大切さの学習

- 不登校やいじめ、家事や家族の世話など、こどもが抱える困難な状況に対して、適切な支援を早期に行うことができるよう、支援体制の充実に努めます。

基本施策 4 結婚・出産等を希望する人への支援

- 結婚や出産を希望する人に対して、必要な支援を行うとともに、情報の発信や支援内容の充実に努めます。



4 子育て家庭を支援するために ..

基本施策 1 家庭育児力の向上支援

- 子育ての孤立や育児不安の軽減、家庭の育児力の向上を図るために、様々な媒体を活用したわかりやすい情報発信の推進や育児の具体的な方法の習得など、家庭の育児力の向上に努めます。

基本施策 4 男女が共同し取り組む子育ての推進

- 子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して、家庭の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画の啓発、妊娠期からの積極的な父親のサポートなどに関する啓発に努めます。

基本施策 2 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 子育てにおける経済的負担を軽減するための制度を充実させるとともに、各種施策の実施・周知に努めます。

基本施策 5 仕事と生活の調和に関する広報・啓発

- 妊娠や出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、啓発や様々な取組を進めます。

基本施策 3 保育サービスの充実

- 仕事と子育ての両立を図りながら、こどもが心身ともに健やかに成長していけるよう、多様な柔軟な保育サービスの提供に努めます。



5 子育てを地域で支えるために

基本施策 1 地域とともに全ての子育て家庭を支える環境づくり

- 子育てを家庭だけの問題と捉えることなく、地域で子育ての喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てることができるよう支援します。

基本施策 2 児童虐待防止対策の推進

- 子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組むとともに、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。



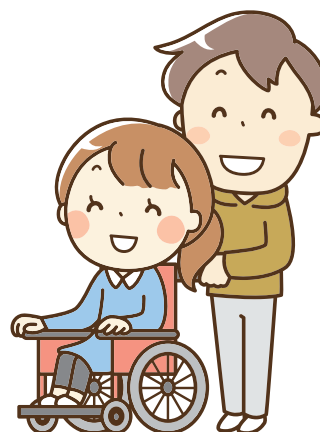
基本施策 3 障がいのある子どもと家庭への支援

- 障がいのある子どもが、その可能性を伸ばし、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援や療育支援を受けられる体制の充実を図ります。

基本施策 4

支援や配慮を必要とする子どもと家庭への支援 (ヤングケアラー、子どもの貧困、ひとり親家庭等)

- 支援を必要とする子どもや家庭を把握し、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行います。



基本施策 5 安心・安全な子育て環境の整備

- 安心・安全に地域で生活していくことができるよう、教育・保育施設や道路環境を整備するとともに、地域全体で子どもを守る取組を進めます。



向日市こども計画(概要版)

発行年月日:令和7年(2025年)3月

発行:向日市市民サービス部子育て支援課

〒617-8772 京都府向日市寺戸町小佃5番地の1(東向日別館4階)

電話 075-874-2647(直通)、075-931-1111(代表)

FAX 075-922-6587